

平成 17 年度食品安全委員会運営計画（案）

第 1 平成 17 年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 平成 17 年度においては、特に、
 - ・ 委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する
 - ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、新たに食品健康影響評価技術研究を開始するなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る
 - ・ 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上に努めるとともに、効果的なりスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める
 - ・ 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する
 - ・ 食品安全総合情報システムの一層の整備を図ることにより、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めることとする。

第 2 委員会の運営全般

1 会議の開催

委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。

企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、平成 17 年度中に以下のとおり 6 回開催する。

- ・ 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日委員会決定）のフォローアップ、平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成 17 年 5 ～ 6 月ごろ）

- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年 8 ～ 9 月ごろ）
- ・ 平成 17 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年 10 ～ 11 月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（平成 18 年 1 月ごろ）
- ・ 平成 18 年度食品安全委員会運営計画の審議（同年 2 月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年 3 月ごろ）

リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね 1 ～ 2 ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成 16 年 7 月 1 日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ
- ・ 平成 17 年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成 18 年 3 月ごろ）

緊急時対応専門調査会の開催

食中毒に関する個別の緊急時対応マニュアルの策定後、おおむね 1 ～ 2 ヶ月ごとに開催し、他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討を行う。

食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

2 平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成 18 年度食品安全委員会運営計画の作成

平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成 17 年 5 ～ 6 月ごろ）

平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

平成 18 年度食品安全委員会運営計画の作成（平成 18 年 2 ～ 3 月ごろ）

平成 18 年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方等）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。

特に、平成16年12月に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に係る評価ガイドラインについて、17年度中を目途に策定する。

また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」について、計画的に策定を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始する食品健康影響評価技術研究を活用する。

2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等をおおむね6ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。

なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。

3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

平成16年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、17年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

また、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度中を目途に食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した上で、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成17年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、17年9月ごろ及び18年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

主体的かつ効率的に食品健康影響評価を行うため、研究テーマを設定し公募を行う「テーマ設定型」の競争的研究資金制度を導入し、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を開始する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

1 意見交換会等の開催

食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、17年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。

この意見交換会においては、引き続きBSE等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。

2 全国食品安全連絡会議の開催（平成17年9月ごろ）

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。

3 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成17年6月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

4 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行に努めるとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、BSE等国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。

5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

第5 緊急の事態への対処

1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（仮称）の策定（平成17年4月中）

基本的事項に基づき、既に策定された「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）を踏まえた危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（仮称）について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。

2 食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（仮称）の策定（同年4月中）

食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（仮称）の策定に伴い、食中毒による緊急事態等が発生した場合における委員会の対処の手順等について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会において食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル（仮称）を策定し、公表する。

3 他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討・策定

食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（仮称）の策定後、基本的事項に基づき、緊急事態等の発生の原因となり得る食中毒以外の主要な危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルの策定について検討する。

具体的には、緊急時対応専門調査会をおおむね1～2ヶ月ごとに開催し、同専門調査会において、個別の緊急時対応マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、当該危害要因ごとに個別の緊急時対応マニュアルの検討を行い、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 関係各省等との情報の共有のシステム化及び食品安全モニターからの報告等のデータベース化

委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムとして、平成16年度から18年度までの3年間で、順次、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。

平成17年度においては、以下のスケジュールにより、

- ・ 関係機関相互の連携により、食品の安全性の確保に関する情報を迅速かつ効率的に交換・共有するためのシステム（共有情報システム）

- ・ 食品安全モニターからの報告等を通じて収集した情報・意見を蓄積・整理するモニター情報等データベースを構築する。

共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る仕様書の作成（平成17年5月ごろ）

共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る契約手続（同年6月ごろ）

共有情報システム及びモニター情報等データベースの構築（同年7～12月ごろ）

共有情報システム及びモニター情報等データベースの運用開始（平成18年2月ごろ）

2 国際会議等への参加

コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。

また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成17年6月ごろまでに、17年度に実施すべき調査課題を選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。

国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査

食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集

リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査

毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積

委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査